

2021年4月20日

岡山フルートの会会報規程

1（原則）

岡山フルートの会の会報は、この規程に基づいて作成する。

2（目的）

会員への連絡を目的として、会報を発行する。

3（担当）

会報は会報係が作成する。ただし、編集等に関する要領は別に定める。

4（内容）

会報の内容は、以下とする。

- ①会の運営に関する報告
- ②会の事業に関する予告及び実施報告
- ③総会、理事会、実行委員会の召集及び募集
- ④演奏会等の情報
- ⑤その他

5（編集）

全体の文字数等により、会報係が原稿の一部を削除・修正することがある。

6（発行）

会報は毎月発行し、全会員に郵送するのは4月、7月、9月、11月、1月とする。

7（改定）

この規程は、理事会の承認により改定する。